

賃貸借契約書

宮城県道路公社（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは、コピー複合機等（以下「複合機」という。）の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 受注者が発注者に対して提供する複合機の賃貸借については、この契約条項及び別添仕様書によるものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

（賃貸借物件）

第3条 賃貸借物件及び設置場所は、別表1のとおりとする。

（賃貸借料及び保守料金）

第4条 賃貸借料は、別表3のとおりとする。

- 2 保守料金（料金収受業務受託会社及び交通管理業務受託会社との保守契約に基づく保守料金を除き、受注者が常時監視により確認した数値に基づき算出された料金とする。以下同じ。）は、別表2のとおりとする。
- 3 ステープルは、発注者の求めに応じて、受注者より別途有償にて支給されるものとする。

（賃貸借料及び保守料金の支払）

第5条 受注者は、発注者に対して毎翌月初めに前月の賃貸借料及び保守料金を請求するものとし、発注者は、受注者から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料及び保守料金を支払わなければならない。

- 2 口座振替による支払を希望する者は、あらかじめ発注者へ申し出るものとする。なお、口座振替にかかる手数料は、受注者が負担するものとする。

（遅延損害金）

第6条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により賃貸借料及び保守料金の支払を遅延した場合、受注者に対し、支払うべき金額について前条の期間満了の翌日から支払の日まで年2.7%の割合で計算した遅延損害金を加算して支払うものとする。

（複合機の保守）

第7条 受注者は、複合機を発注者が常時正常な状態で使用できるように社員を設置場所に派遣して複合機の点検・調整を月1回行わなければならない。ただし、受注者が複合機の状況を常時監視することができる場合は、受注者が点検・調整を行う

必要があると判断した際に実施することで足りる。

- 2 受注者の作業の実施は、発注者の勤務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により勤務時間外に作業を実施する場合は、受注者は、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとする。
- 3 第1項の常時監視を行う場合、複合機の仕様に必要な環境（ハードウェア、ソフトウェア、通信回線並びにプロバイダとの契約、ソフトウェアウィルス対策及びその他セキュリティ対策等）の設置、使用、実施及び維持は発注者の負担と責任において行うものとする。

（保守等の代行）

第8条 前条に基づき受注者が実施する保守業務を、受注者に代わって受注者の指定する者（以下「保守代行者」という。）が実施する場合は、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとする。

- 2 前項の規定により保守代行者が実施する業務により損害が生じたときは、受注者がその責めを負うものとする。

（複合機の所有権）

第9条 複合機の所有権は、受注者及び保守代行者に属し、発注者は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

- 2 発注者は、複合機が受注者及び保守代行者の所有であることを示す表示等を損傷するなど、原状を変更するような行為をしてはならない。

（設置場所の変更）

第10条 発注者は、第3条に定める設置場所を変更する場合はあらかじめ受注者に通知し、受注者の承認を得なければならない。この場合、複合機の移動は、受注者又は受注者の指定する者が実施するものとする。

（複合機移動等の経費）

第11条 受注者は、契約期間中に発注者の都合により複合機を移動する場合及び契約期間満了前に発注者の都合によりこの契約を解除した場合であって複合機を搬出するときは、それらに要する費用を発注者に対して請求することができる。

（損害賠償）

第12条 受注者は、発注者が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に対して請求することができる。

- 2 受注者以外の者の責又は天変地変により複合機に損害が生じた場合は、その賠償を発注者に対して請求することができない。

（機密の保持）

第13条 受注者又は保守代行者は、保守等の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(かし担保)

第14条 受注者は、受注者が発注者に賃貸借している複合機に隠れたかしがあったときは、自己の負担において必要な補修等を行い、又は同仕様の他の複合機と交換しなければならない。

(契約の解除)

第15条 発注者又は受注者は、原則として3か月前に文書によって相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。ただし、発注者は、受注者が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって受注者に通知し、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

- (1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。），暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これとかかわりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(複合機の撤去)

第16条 受注者は、契約期間が満了したとき又は発注者若しくは受注者が前2条の規定によりこの契約を解除したときは、複合機を速やかに撤去しなければならない。

(その他)

第17条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者受注者協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者 宮城県道路公社 理事長 小野寺好男

受注者

別表1 貸貸借物件及び設置場所

	機種及び型式	附属品	設置台数	設置場所
1			1台	仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 宮城県道路公社
2			1台	宮城郡松島町根廻字桐田16 仙台松島道路管理事務所
3			1台	宮城郡利府町春日字山岸13-1 利府中料金所
			1台	同 赤沼字放森64-1 松島海岸料金所
			1台	宮城郡松島町初原字中田32-1 松島大郷第2料金所
			1台	同 山下10-13 松島大郷第1料金所
			1台	同 根廻字桐田16 松島北料金所
			1台	同 根廻字桐田16 仙台松島道路交通管理隊
			1台	東松島市川下字内響132-26 鳴瀬奥松島本線料金所

別表2 保守料金

	機種及び型式	種別	金額
1		モノクロ	1枚～ 円／枚
		カラー	1枚～ 円／枚
2		モノクロ	1枚～ 円／枚
		カラー	1枚～ 円／枚
3		モノクロ	料金所等で業務を行っている料金収受業務受託者及び交通管理業務受託者と契約する。

別表3 賃貸借料支払表

賃貸借期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（60か月）		
賃貸借料	機種及び形式		賃貸借料
	1		月額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
	2		月額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
	3		1台あたり月額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円) 7台 月額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
	月額合計		月額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

賃貸借料支払表

平成31年4月	円	平成32年12月	円	平成34年8月	円
平成31年5月	円	平成33年1月	円	平成34年9月	円
平成31年6月	円	平成33年2月	円	平成34年10月	円
平成31年7月	円	平成33年3月	円	平成34年11月	円
平成31年8月	円	平成33年4月	円	平成34年12月	円
平成31年9月	円	平成33年5月	円	平成35年1月	円
平成31年10月	円	平成33年6月	円	平成35年2月	円
平成31年11月	円	平成33年7月	円	平成35年3月	円
平成31年12月	円	平成33年8月	円	平成35年4月	円
平成32年1月	円	平成33年9月	円	平成35年5月	円
平成32年2月	円	平成33年10月	円	平成35年6月	円
平成32年3月	円	平成33年11月	円	平成35年7月	円
平成32年4月	円	平成33年12月	円	平成35年8月	円
平成32年5月	円	平成34年1月	円	平成35年9月	円
平成32年6月	円	平成34年2月	円	平成35年10月	円
平成32年7月	円	平成34年3月	円	平成35年11月	円
平成32年8月	円	平成34年4月	円	平成35年12月	円
平成32年9月	円	平成34年5月	円	平成36年1月	円
平成32年10月	円	平成34年6月	円	平成36年2月	円
平成32年11月	円	平成34年7月	円	平成36年3月	円